

【(介護予防) 小規模多機能型居宅介護】加算(減算)届 必要書類一覧表

次の内容の基本報酬又は加算・減算を算定しようとする場合は、加算開始月の前月15日まで（必着）に届出が必要です。

内容			備考
	届出用紙	添付書類	
短期利用居宅介護費	・勤務形態一覧表※ ・運営規程 ・勤務形態一覧表※ ・認知症加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る届出書 (別紙44) ・勤務形態一覧表※ ・看護職員の資格証の写し ・看取り連携体制加算に係る届出書(別紙 13) ・訪問体制強化加算に係る届出書(別紙 45) ・勤務形態一覧表 ・総合マネジメント体制強化加算に係る届 出書(別紙42)	※資格欄に必要な研修名を記載 し、修了証書の写しを添付 ※人員欠如が生じた月(解消した 場合は解消した月)のものを提出 してください。	
職員の欠員による減算・減算の解消			
高齢者虐待防止措置未実施減算・減算の解消			
業務継続計画未策定減算・減算の解消			
特別地域加算			
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する 状況)			
認知症加算(Ⅰ)(Ⅱ)			
若年性認知症利用者受入加算			
看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)			
看取り連携体制加算 ※介護予防は不可			
訪問体制強化加算			
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)			
科学的介護推進体制加算			
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)		・生産性向上推進体制加算に係る届出書 (別紙28)	※別紙1-3のLIFEを「あり」にする
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)		・サービス提供体制強化加算に関する届出 書(別紙14-5)	
上記加算の取下げ※			※看護職員配置加算(Ⅰ)の取下げの 場合、看取り連携体制加算も取下 げが必要。
サテライト型への移行等による施設区分の変更			※併せて運営規程の変更届の提出 が必要です。
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算			